

＜親族関係調整調停を申し立てる方へ＞

1 概要

親族間において、感情的な行き違いや親族の財産の管理に関する紛争が生じたため親族関係が円満でなくなり、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用して円満な親族関係を回復するための話し合いをすることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から、親族間の紛争が生じた経緯やその原因などに関する事情を聴いたり、必要に応じて資料を提出していただくなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をする形で話し合いが進められます。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

3 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・1,200円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚, 84円×10枚, 10円×10枚 合計1,080円分

4 申立てに必要な書類

- ☐ **申立書（裁判所用）＋申立書コピー（相手方用、申立人（あなた）用の控え）**
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、申立書とともに相手方送付用のコピー（人数分）を提出してください。申立人用の控えは、調停期日に持参してください。
- ☐ **送達場所等及び連絡先の（口変更）届出書 1 通**
 - 送達場所等について非開示を希望する場合には、「3 送付（送達）場所及び連絡先の非開示希望の申出について」の該当欄にチェックを入れてください。
- ☐ **進行に関する照会回答書 1 通**

5 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。

調停委員会の指示に従って提出してください。

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1 回の時間はおおむね 2 時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ってもらいます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

